

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月30日

【会社名】 旭松食品株式会社

【英訳名】 ASAHIMATSU FOODS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木下博隆

【本店の所在の場所】 長野県飯田市駄科1008番地  
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。)  
大阪市淀川区田川三丁目7番3号

【電話番号】 06(6306)4121(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 足立恵

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区田川三丁目7番3号

【電話番号】 06(6306)4121(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 足立恵

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
旭松食品株式会社 東日本支店  
(東京都中央区日本橋人形町二丁目33番8号)  
旭松食品株式会社 西日本支店  
(大阪市淀川区田川三丁目7番3号)

## 1【提出理由】

当社は、2021年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月25日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金35円 総額63,624,400円

ロ 効力発生日

2021年6月28日

#### 第2号議案 取締役7名選任の件

木下博隆、蒲田充浩、村澤久司、足立恵、平澤公夫、藤森明仁及び田中健一郎を選任するものであります。

#### 第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、太陽有限責任監査法人を選任するものであります。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項               | 賛成数<br>(個) | 反対数<br>(個) | 棄権数<br>(個) | 可決要件 | 決議の結果及び<br>賛成割合<br>(%) |
|--------------------|------------|------------|------------|------|------------------------|
| 第1号議案<br>剰余金処分の件   | 13,185     | 35         | 0          | (注)1 | 可決 99.74               |
| 第2号議案<br>取締役7名選任の件 |            |            |            |      |                        |
| 木下 博隆              | 13,139     | 81         | 0          | (注)2 | 可決 99.39               |
| 蒲田 充浩              | 13,161     | 59         | 0          |      | 可決 99.55               |
| 村澤 久司              | 13,156     | 64         | 0          |      | 可決 99.52               |
| 足立 恵               | 13,161     | 59         | 0          |      | 可決 99.55               |
| 平澤 公夫              | 13,157     | 63         | 0          |      | 可決 99.52               |
| 藤森 明仁              | 13,077     | 143        | 0          |      | 可決 98.92               |
| 田中 健一郎             | 13,082     | 138        | 0          |      | 可決 98.96               |
| 第3号議案<br>会計監査人選任の件 | 13,186     | 34         | 0          | (注)1 | 可決 99.74               |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。